

## 農地法関係申請状況集計結果

北海道行政書士会

(平成19年度、20年度、21年度)

(23.2.23現在 179委員会中107委員会回答 回答率約60%)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	構成率
農地法第3条関係	本人申請	895	871	1029	2795	66.0
	行政書士申請	487	481	380	1348	31.8
	その他	8	62	25	95	2.2
	小計	1390	1414	1434	4238	100.0
農地法第4条関係	本人申請	214	181	154	549	62.3
	行政書士申請	103	95	99	297	33.7
	その他	12	13	10	35	4.0
	小計	329	289	263	881	100.0
農地法第5条関係	本人申請	378	330	331	1039	60.9
	行政書士申請	187	161	117	465	27.2
	その他	95	68	40	203	11.9
	小計	660	559	488	1707	100.0
合計	本人申請	1487	1382	1514	4383	64.2
	行政書士申請	777	737	596	2110	30.9
	その他	115	143	75	333	4.9
	計	2379	2262	2185	6826	100.0

- ・ 上記集計結果によると、行政書士の関与率は約3割となっている。
- ・ 全体の申請件数が減少傾向であるが、同様に行政書士の関与件数も絶対数は減少傾向である。
- ・ なお、本人申請やその他の分類の中にも、非行政書士による申請の可能性がある。
- ・ 北海道会としては、この業務分野が行政書士の独占業務であることを周知徹底する必要がある。監察広報を徹底するとともに、取り扱い行政書士の人数を増加するため業務知識を広めることも必要となる。

「農地法第3条第1項の規定」、「農業経営基盤強化促進法」による農地の権利移動関係資料については、本会HPの電子会報欄に入れてあります。是非ご覧下さい。